

2 「会計基準」の事業活動収支計算書と「指導指針」の事業活動計算書との対比

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B欄の科目に対応するA欄の科目等)
事業活動収支の部	収入 介護保険収入 介護保険収入 利用料収入 利用料収入 利用者負担金収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 運営費収入 運営費収入 私的契約利用料収入 私的契約利用料収入 事業収入 事業収入 経常経費補助金収入 経常経費補助金収入 寄附金収入 寄附金収入 雑収入 雑収入 借入金元金償還補助金収入 借入金元金償還補助金収入 引当金戻入 徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 引当金戻入 国庫補助金等特別積立金取崩額	介護福祉施設介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 基本食事サービス料収入 居宅介護料収入 介護報酬収入 利用者負担金収入 居宅介護支援介護料収入 利用者等利用料収入 介護福祉施設利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 管理費収入 その他の利用料収入 その他の事業収入 補助金収入 市町村特別事業収入 受託収入 国庫補助金等特別積立金取崩額 (介護報酬査定減)	法人の事業実態に応じて、「会計基準」の中区分の介護保険収入を「指導指針」の科目の中から選択して置き換え、必要な科目を中区分、小区分の科目を設けることが望ましい。 注)「会計基準」の利用料収入は支援費方式の契約施設で使用するもの。 注)「会計基準」の運営費収入は保育所等で使用するもの。 「指針」の国庫補助金等特別積立金取崩額に次の中区分を設けると、補助金の種類が明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> (整備時分) <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> (償還補助分)
	事業活動収入計(1)	事業活動収入計	
支出	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 事務費支出 福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費	人件費支出 役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費 経費 (一般管理支出) 福利厚生費 旅費交通費 研修費 事務消耗品費 印刷製本費	「会計基準」の事務費/消耗品費と事務費/器具什器費の合算額

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B 欄の科目に対応する A 欄の科目等)
水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費		修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 委託費	「会計基準」の業務委託費に次の小区分を設けると「指針」と対応可能 委託費 保守料 (ボイラー、電器設備等の保守管理料)
手数料 損害保険料		保険料	B = A
賃借料		賃借料	「会計基準」の事務費 / 賃借料と事業費 / 賃借料の合算額
租税公課		租税公課 保守料	「会計基準」の業務委託費 / 保守料
_____費		渉外費	「会計基準」の中区分 _____費に「指針」の渉外費の科目を設けると対応可能
		諸会費	「会計基準」の中区分 _____費に「指針」の諸会費の科目を設けると対応可能
雑費		雑費	「会計基準」の事務費 / 雑費、事業費 / 雑費及び事務費 / 手数料の合算額
事業費支出 給食費		(直接介護費) 給食材料費	B = A
保健衛生費		保健衛生費	「会計基準」の保健衛生費に次の小区分を設けると対応可能。 保健衛生費 医薬品費
被服費 教養娯楽費 日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費		被服費 教養娯楽費 日用品費 本人支給金 光熱水費	「会計基準」の事務費 / 水道光熱費と事業費 / 水道光熱費の合算額
燃料費		燃料費	「会計基準」の燃料費に次の小区分を設けると対応可能 燃料費 車輛燃料費 「会計基準」の事務費 / 燃料費と事業費 / 燃料費 / 燃料費の合算額
消耗品費			「会計基準」の消耗品費に次の小区分を設けると対応可能。 介護用品費 その他の消耗品費
器具什器費		消耗器具備品費	「会計基準」の事業費 / 消耗品費 / その他の消耗品費と事業費 / 器具什器費の合算額
賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費		葬祭費 医薬品費 車輛費	「会計基準」の保健衛生費 / 医薬品費
		介護用品費	「会計基準」の燃料費 / 車輛燃料費 なお、車輛検査費用は本科 目で処理する
_____費 雑費 減価償却費 減価償却費		減価償却費	「会計基準」の事業費 / 消耗品費 / 介護用品費

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B 欄の科目に対応する A 欄の科目等)
	徴収不能額 徴収不能額 引当金繰入 退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 引当金繰入	徴収不能額 引当金繰入 退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 賞与引当金繰入	「会計基準」の中区分 引当金繰入に「指針」の賞与引当金繰入の科目を設けると対応可能 「指針」の中区分に修繕引当金を設けることができる。
	事業活動支出計(2)	事業活動支出計	
	事業活動収支差額(3) = (1) - (2)	事業活動収支差額 (-)	
事業活動外収支の部	収入 借入金利息補助金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益(売却収入) 投資有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入)	借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 <u>有価証券売却益</u> <u>寄附金収入</u> <u>雑収入</u>	「会計基準」の投資有価証券売却益と有価証券売却益の合算額 注) 売却収入ではないことに留意する。 「会計基準」の事業活動収支の部 / 寄附金収入 「会計基準」の事業活動収支の部 / 雑収入
	事業活動外収入計(4)	事業活動外収入計	
	支出 借入金利息支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損(売却原価) 投資有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 資産評価損 有価証券評価損 評価損	<u>借入金利息</u> <u>有価証券売却損</u> 資産評価損 <u>雑損失</u>	B = A 「会計基準」の投資有価証券売却損と有価証券売却損の合算額 注) 売却原価ではないことに留意する。 とくに計上すべき支出がある場合には、支出の内容を示す名称を付した中区分の科目を設定し、金額を表示する。 「会計基準」においても同様とする。
	事業活動外支出計(5)	事業活動外支出計	
	事業活動外収支差額(6) = (4) - (5)	事業活動外収支差額 (-)	
	経常収支差額(7) = (3) + (6)	経常収支差額 (+)	
特別収支の部	収入 施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 <u>設備資金借入金元金償還補助金収入</u> 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 <u>設備資金借入金元金償還寄附金収入</u> <u>固定資産受贈額</u>	「会計基準」の事業活動収支の部 / 借入金元金償還補助金収入 B = A 注) 借入金利息は含まないことに留意する

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【A】		勘定科目 【B】	(B 欄の科目に対応する A 欄の科目等)
	固定資産売却益 (売却収入) 器具及び備品売却益 (売却収入) 車輛運搬具売却益 (売却収入) 売却益 (売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額	<u>固定資産売却益</u> 器具及び備品売却益 車輛運搬具売却益 売却益 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> 他会計区分繰入金収入 会計区分外繰入金収入 その他の特別収入	B - A 注) 売却収入ではないことに留意する。 「指針」の国庫補助金等特別積立金取崩額に次の中区分を設けると、補助金の種類が明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> (整備時分) <u>国庫補助金等特別積立金取崩額</u> (償還補助分) 「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金収入のうち、他の介護保険関係の社会福祉事業の経理区分からの繰入金収入の金額に相当する。 「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金収入のうち、本部経理区分からの繰入金収入の金額に相当する。 とくに計上すべき収入がある場合には、収入の内容を示す名称を付した中区分の科目を設定し、金額を表示する。 「会計基準」においても同様とする。
	特別収入計(8)	特別収入計	
支出	基本金組入額 1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額 固定資産売却損・処分損 (売却原価) 器具及び備品売却損・処分損 (売却原価) 車輛運搬具売却損・処分損 (売却原価) 売却損・処分損 (売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額	基本金組入額 <u>固定資産除売却損</u> 器具及び備品売却損・処分損 車輛運搬具売却損・処分損 <u>国庫補助金等特別積立金繰入額</u> 他会計区分繰入金支出 会計区分外繰入金支出 その他の特別損失	B = A 注) 売却原価ではないことに留意する。 「指針」の国庫補助金等特別積立金繰入額に次の中区分を設けると、補助金の種類が明確に分別できるとともに、「会計基準」と対応可能 <u>国庫補助金等特別積立金繰入額</u> (整備時分) <u>国庫補助金等特別積立金繰入額</u> (償還補助分) 「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金支出のうち、介護保険関係の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出の金額に相当する。 「会計基準」の事業活動外収支の部 / 経理区分間繰入金支出のうち、本部経理区分および介護保険関係事業以外の社会福祉事業の経理区分への繰入金支出の金額に相当する。 とくに計上すべき支出がある場合には、支出の内容を示す名称を付した中区分の科目を設定し、金額を表示する。 「会計基準」においても同様とする。
	特別支出計(9)	特別支出計	
	特別収支差額(10) = (8) - (9)	特別収支差額 (-)	
	当期活動収支差額(11) = (7) + (10)	当期活動収支差額 (+)	

社会福祉法人会計基準		会計処理等取扱指導指針	備 考
勘定科目 【 A 】		勘定科目 【 B 】	(B 欄の科目に対応する A 欄の科目等)
繰越活動収支差額の部	前期繰越活動収支差額(12)	前期繰越活動収支差額	
	当期末繰越活動収支差額(13) = (11) + (12)		
	基本金取崩額(14) 基本金組入額(15) 4号基本金組入額 その他の積立金取崩額(16) 積立金取崩額 その他の積立金積立額(17) 積立金積立額	基本金取崩額 基本金組入額 その他の積立金取崩額 その他の積立金繰入額	B = A
	次期繰越活動収支差額(18) = (13) + (14) - (15) + (16) - (17)	次期繰越活動収支差額 (+ + - + -)	